

# 安全と民主の相剋：戦後台湾における可視化と 戸籍行政をめぐる争奪戦

松岡 格

## A Conflict between Security and Democracy: The Context Which is Important for Analyzing Civil Status System in Post War Taiwan.

MATSUOKA Tadasu

### はじめに

筆者は近年、台湾を事例として近代国家による地域社会の可視化、特に台湾原住民社会の可視化に関わる議論・分析を行ってきた。

本稿の目的は、日本統治時代に開始された近代国家による台湾社会の可視化について、これまで筆者が行ってきた戦前の状況についての研究成果をふまえて、(近代国家による台湾社会)可視化のその後の展開を示すとともに、戦後における可視化の状況分析における重要なコンテキスト——安全と民主の相剋——を明らかにすることにある。

そのために本稿ではまず戦前から戦後にかけての可視化データ継承の問題について簡単に確認し、関連研究にもとづいて戦後の可視化についての状況について整理を行った上で、さらにそれをふまえて戦後台湾の「戸警合一」に関する状況に関わる問い：具体的には「なぜ戸警合一が実施されたのか?」「実施の時期がなぜ1969年になったのか?」という二つの問いを立ててこれについて史資料を参照しながらの検討を行う。

そして、最後に上記の検討結果をふまえて、その知見が原住民社会研究にもたらすインプリケーションについてまとめる。

### 1. 近代国家による台湾社会の可視化と、可視化データの継承問題

戦後の可視化をめぐる状況を確認するにあたり、まず近代国家による台湾社会の可視化の、戦前における展開について簡単に振り返っておきたい。

1895年に大日本帝国は台湾に対する植民地統治を開始したが、台湾現地でそ

の実務に当たった外来の統治者たる日本人にとって台湾現地の状況は見通しにくかったことは、ほぼ自明であると思われる。植民地当局たる台湾総督府は、台湾現地の土地所有状況の把握・記録、測量や地図の作成、統計情報の収集等々、台湾現地社会の状況を統治者にとって見通しやすくするためのツールを導入して台湾社会の可視化を進めた（松岡、2019b：30-31）。この台湾総督府による可視化は徹底した形で、精力的かつ継続的に行われた。身分登録データを例にとれば、時期や適用法規の違いには注意する必要があるものの、統治者がただちに、かつ系統的に利用できる全数把握的な台湾住民の身分登録データが継続的に蓄積されていった。

第二次世界大戦後、台湾の統治を引き継ぐことになった国民党政権は、植民地統治下で作成された身分登録情報などの可視化データについて、思想信条を異にする前任の統治者が収集・蓄積したデータを信用せずに破棄して、一から台湾社会の可視化を行ってもおかしくはなかったであろう。

しかし、事実としてそういうことにはならなかった。なぜか、という点について考える際に『想像の共同体』の著者、アンダーソン（Benedict Anderson）が社会主義国家による前任の統治者による遺産継承問題について次のように述べていることが参考になるだろう。

革命に成功した指導者は（中略）旧国家の配線——ときには、役人、情報提供者をふくめて、しかし、常に、ファイル、関係書類、公文書、法律、財産記録、人口統計、地図、条約、通信、覚書その他——を相続する。まえの所有者が逃げだしてしまった大邸宅の複雑な配電システムのように、国家は、新しい所有者がスイッチを入れ、ふたたびあのまえとかわらぬ輝かしい自己をとりもどすことを望んでいるのだ。[アンダーソン、2007：266]

ここで具体的に言及されているのは帝政ロシアの遺産を引き継いだソ連共産党指導部などだが、「旧国家の配線を引き継ぐ」という意味では、台湾において旧大日本帝国の遺産を引き継いだ国民党政権にもあてはまる。その遺産には明らかに上記の可視化データを含んでいる。戦後台湾の統治者となった国民党政権も前述の可視化のためのツール（地図、統計、戸籍等）を含め日本統治時代に生み出された近代国家の統治遺産とも言うべきものを継承し、再利用したのは確かであると思われる。

## 2. 身分登録制度から見る戦後における台湾社会可視化の展開

本稿において整理・検討の対象とする身分登録について、その実務という面から考えれば、前任者から可視化データを引き継いだ統治者として重要なのはそのデータを確実に継承し、有効に再利用する、ということであり、それ以上でもそれ以下でもないという見方もできるかもしれない。

しかし戦後台湾における身分登録制度の変遷、これと関わる可視化の展開、国家による監視をめぐる状況、などなどは戦後において何度か大きな曲折を経ており、必ずしも直線的な発展として理解できない。

以下では戦後における身分登録をめぐる状況を整理し、本稿後半で検討する身分登録データの取り扱いに関わる議論の前提条件を確認しておきたい。これについて、本稿では主に以下3編の論文を参照しながら戦後における台湾住民の身分登録の状況についての整理を行う。

- 林勝偉『政治算数：戦後台湾的國家統治與人口管理』（国立政治大學社會學研究所博士論文、2005年）
- 郭詠華『現代型國家下的個人身分及其識別』（国立台湾大學法律學院碩士論文、2010年）
- 李君山「政府遷臺後『戸警合一』之實施」黄克武主編『1960年代的台灣』（中正紀念堂、2017：15-58）

既述のように、戦前の台湾における身分登録から戦後のそれに至る変化というのは一本の線では描けない。国民党政権が戦前の身分登録データを継承していることは確かであるが、戦後の身分登録制度のあり方はその継承問題の延長線上で語り尽くせない。

そのことは一つには、身分登録の管轄権限をめぐる政府内の制度的変化が関係していた。その際のキーワードとなるのが、次節以降で詳述することになる、「戸警合一」ということばである。戦後初期において、身分登録制度は（一般的には地方行政などを担当する）民政部門が継承したのだが、その後の台湾をめぐる状況の変化を受けて、（治安維持を主業務とするはずの）警政機関が身分登録への関与を強めることになった<sup>1</sup>。「戸警合一」とはその状況を指すことばであり、狭義には身分登録制度の警政部門への編入（あるいは移管）を意味する。

もう一つはいわゆる「外省人人口」と「兵籍」の問題が存在したからである。これらに関する情報は、いずれも戦前から引き継がれた（可視化データの一種としての）戸籍データには含まれていなかったものであり、戦後政府当局が新たな可視化を進める必要のある、重要な対象であった（林勝偉、2005）。

以下、戦後の身分登録をめぐる状況について順を追って整理をしていきたい。

## 2.1 戦後初期

1945年、中華民国による台湾接管が行われた際に、台湾統治の実務を任された台湾省行政長官公署の中で、当初は警政部門（警務処）が戦前の身分登録制度を継承することになっていたのであったが、結果的には民政部門（民政処）がこれを引き継ぐことになった。

戦後台湾の身分登録制度を規定する法律としては、1931年に中華民国戸籍法が公布されており、1934年から施行されていたが、1946年1月にこの戸籍法が全面改訂され、そのタイミングで上述の民政処による戸籍行政（以下では「戸政<sup>2</sup>」と略称）が開始された。これが戦後台湾における身分登録制度の起ち上げに当たるものである。台湾省行政長官公署は、同1946年4月に戸口調査（「戸口清查」）を実施し、11月には就籍登記を開始している。

ここまでに至る経緯は比較的単純であり、中華民国が台湾を接管し、台湾社会の可視化データの一端を担う身分登録情報を接管して戦後の身分登録制度を開始するのも近代国家の一般的ふるまいであると言えることができるだろう。戦後台湾における身分登録書類である戸籍<sup>3</sup>はデータとして大部分は日本統治時代の身分登録資料を引き継いだものであった。国家統治者の観点からは、大き

- 1 以下では、この「警政」と「民政」という用語を統一して用いる。これは台湾での言い方にしたがったものである。特に後述するように、（それが治安維持と地方行政の関心が重なる領域となったことによって）「戸籍」の管轄をめぐる警政部門と民政部門が取り合う、中華民国の国家統治体制下での綱引きが問題となる。台湾では民政と警政の区別が当然視されているが、国内行政（内政）体系のあり方は国や時代によって大きく異なる。台湾では民政と警政の区別は一般的であり、現在まで引き継がれている。このうち警政については国内の治安維持を主業務とする日本の警察と対応していると考えられる。一方で民政部門はいわゆる地方行政などを管轄しているので、日本の旧自治省や総務省の所管事項と重なると考えられる。この民政と警政の関係は、ある意味では戦前の状況を考えるとわかりやすいかもしれない。民政は戦前の「普通行政」に対応していて、警政は戦前の「特別行政」と対応していると言うこともできるかもしれない。日本語で比較よく使われる「民政」とは文民統制を実行する、「軍政」の対義語であると思われるが、ここではそのような意味ではなく上記の意味であることを断っておきたい。中国語圏の文脈で用いられる「民政」とは上記のような意味で、地域住民（「市民」）による自治や住民への行政サービスを担う行政部門のことを指している。
- 2 これも台湾の一般的な名称にしたがったものである。日本語では戸籍事務という用語が用いられている。

な労力もかけずに台湾社会可視化に使用できる有力な資料が手に入り、容易に可視化を進めることができたと言えるだろう。

しかし1947年に二二八事件が発生した影響は大きく、統治者の可視化に関わる業務や、ここで注目している戸政に携わる関係者に大きな動揺を与えたと考えられる。これによって身分登録制度自体が大きく変わるということとはなかったものの、二二八事件関係者の捜索に関わる「清郷計画」推進のために（台湾省行政長官公署による行政事務を引き継いだ）台湾省政府が「台湾省縣市臨時清查戸口実施弁法」を定め、1949年に台湾の「戸口総検査」を実施した。二二八事件は戦後台湾において警政機関が戸政への関与を強める一つのきっかけとなり、またその警政機関と（日本統治時代の保甲制度を引き継いだと言われる）隣里組織の連携を強めるきっかけともなった（林勝偉、2005：42）。

## 2.2 外省人と軍人

戦後の戸政を考える上での重要な歴史的な文脈は国共内戦と外省人の来台である（林勝偉、2005）。それらは国民党政権による台湾社会の可視化について考える際にも重要な要因であると言える。

まず、外省人の台湾への到来、特にいわゆる中央遷台（1949年）以後の大規模な来台は戸政業務の作業量を増加させた。これがこの年に上記の「戸口総検査」を行った一つの理由である。また1949年に「各縣市臨時戸口査記弁法」、1952年に「戸籍登記補報弁法」などを公布したのは、外省人の人口情報を掌握し、一人一人をもれなく戸籍に編入するためであった（林勝偉、2005：53）。

もう一つ注意が必要なのは軍事人口である。戦後のかなり長い間（具体的には1969年まで）、軍事人口はすでに述べてきた「戸籍」とは別系統で管理されており、入隊した軍人は戸籍ではなく「兵籍（軍籍）」で掌握・管理されていた（林勝偉、2005：63-64）。

## 3. 戸警合一をめぐる問い

### 3.1 「戸警合一」に至る流れ

前節の最後に言及した「兵籍」の問題も国民党が戦った中国の内戦、すなわち国共内戦に関連する可視化の問題の一つであると言えるが、国共内戦自体

---

3 この戦後の台湾の戸籍については、より一般的には近代的な身分登録制度の一種であると言えるが、これも台湾の一般的名称にならない、本稿では以下、原則として戸籍と称する。

が戦後台湾の身分登録および統治対象人民の可視化に与えた影響も大きかった。国共内戦自体は1949年に終結したが、中華民国はそれ以後も臨戦状態にあり、それが戦後戸政に大きな影響を与えたからである。

それについて郭詠華は「国民党政権が国共内戦において失敗を喫した歴史は、統治者が警察を戸政体系に引き入れる決心を促した」（郭詠華、2010：75）と述べている<sup>4</sup>。既述の「戸警合一」が実現するのは1969年以後のことであるが、警政機関の戸政への関与はそれ以前から強まっていた。具体的には1953年にいわゆる「戸警聯繫」が強化され<sup>5</sup>、「台湾省整理戸籍実験弁法」「改進台湾省戸口査記弁法」「台湾地区戸口査記弁法」等の法規によって警政機関が戸政に参与する領域が拡大していった。

そのような傾向がより一層強まったのが1969年以後であり、戸政が民政機関の管轄を離れ警政体系に編入されるということにつながった。

その「戸警合一」が実現するまでの流れについては上記3論文いずれにおいても触れられているが、その概略を示せば、以下の通りである。

まず1969年5月に「動員戡乱時期台湾地区戸政改進黨法」が公布され、これを受けて同年7月には戸政が警政部門に移管された。戦後に一度は民政機関に任された戸政の管轄が警政機関に移管されたのである。

ただし、この「戸警合一」に法的な裏付けが与えられるのには数年待たなければならなかった。上記弁法公布の数年後、1973年3月に「動員戡乱時期台湾地区戸政改進黨法」が修正され、同年7月に「戸籍法」が改正され、さらに翌1974年7月に「戸籍法施行細則」が改正されることではじめて「戸警合一」に法的根拠が与えられた。またこれに合わせて「戸政事務所」の所管が民政部門から警政部門に変更され、戸籍事務を担当する職員の所属替えもなされた。

この警察が戸籍を管理する「戸警合一」状態は1990年代まで続いた。1991年に「動員戡乱時期臨時條款」が廃止され、1992年に「戸警分立实施方案」が公布されて同年7月から民政部門に戻された（再び移管された）。その後戸籍事務の電子化などの動きはあった（したがって技術的には大きな変化があった）が、制度上の大きな変化はなく現在に至っている。

4 国共内戦の経験と戸警合一の関係については、後ほど再論する。

5 1949年に一度試験導入されたが、中止していた。

### 3.2 二つの問い

台湾における戸政の所管が一時期警政部門にあったということはよく知られていると思われるが、まず、なぜそのようなことが行われたのであろうか？また、その開始時期はなぜ1969年なのだろうか？

まず「なぜ行われたのだろうか」という点に関して、身分登録制度の所管というのは、少なくとも現代の状況では、多くの国において民政機関に帰属しているのが一般的であると思われる。特に民主国家を標榜する体制下において警察機関が身分登録を所管していることは少ないと思われる。身分登録制度のグローバル化<sup>6</sup>について論じたダルディ（Claudine Dardy）のことはよれば、民主体制においては普遍的権利の付与と管理の道具としての国家のアイデンティフィケーションをオーバーラップさせてはならない（ダルディ、2013）というのが常識となっているそうである。この常識にしたがえば、戸政と警政のオーバーラップを避けること、すなわち戸政を警政から切り離すことが常識であり、「正常」ということになるであろう。また、台湾でも1990年代以降はその意味で「正常化」している。なぜ民主政治を標榜する戦後台湾において上記のような、ある種の異常事態と思われる体制がとられたのだろうか。

また「戸警合一」の導入時期に関しては、上記の国共内戦や二二八事件後の状況、そしてその後の台湾の状況などを考えると、もっと早くに「戸警合一」が開始されたとしてもおかしくはないのではないか。

以上提示した疑問について、前掲の李君山の論文が一定の回答を与えていると見られる。そこで以下本項では当該論文から得られる回答について確認する。

李君山によれば、「戸警合一」の実施は蒋介石の理想およびリーダーシップと強い関係があった。李君山が『蒋介石日記』の（軍政から訓政への移行期間である）1928年前後の記述を引用しつつ説明するところによれば、蒋介石がいわゆる「訓政」の具体的内容について検討した際に記されていた「軍事組織をもって社会組織となす（中国語からの翻訳は筆者による、以下同）」というのが「戸警合一」構想の出発点であったようである（李君山、2017：21）。

その後、1931年に「訓政約法」（「中華民国訓政時期約法」）が成立し、既述の戸籍法制定後の1932年の段階で、蒋介石は日記内において「共匪圍剿工作」、つまり共産党勢力の排除業務における戸口調査の重要性<sup>7</sup>を強調していた（李

---

6 これについては近著で説明を行った（松岡、2021：2.3参照）ので、ここでは詳述を避ける。

君山、2017：23)。

以上のような経緯をふまえて李君山は「[軍事組織をもって社会組織となす] というのは一貫した蒋介石の理想であり (中略) すなわち軍事組織の精神および運営が、政治法則の実質的基礎とされた」(李君山、2017：27) と結論づける。これが、(少なくとも建前上は) 民主化を導入した国家体制下で許容される最大限の「国民」監視体制 (詳しくは後述) が敷かれた理由の一つであると考えられる。

仮に蒋介石の理想が軍事組織になぞらえた政府機関に社会を統治するための行政事務全般を管理させようとするものなのだとすれば、戸政の所管を治安維持部門である警政部門に移管させるのもごく自然ということになるわけなのであろう。

すでに述べたように、戦後台湾において一度は民政部門が戸政を担当することになったが、いわゆる「中央遷台」の後に蒋介石の主張に沿う形で警政機関が戸政への関与を強めていった<sup>8</sup>。李君山が中央遷台後に蒋介石が「戸警合一」を打ち出した時期として指摘しているのが1951年である (李君山、2017：34)。その段階で蒋介石は、共産党関係者 (「奸匪」) 粛清、スパイ侵入の危険性排除、そして地域社会の治安維持を確保するために第一に必要なのが「戸警合一」である、ということを主張していたということである。

「戸警合一」を求める蒋介石の姿勢はその後も変わらなかった。1952年に蒋介石が「反共抗ソ総動員運動」の活動と関連づけて繰り返し「戸警合一」を求めるような発言をして、1953年にさらにもう一度はっきりと「戸警合一」の進捗状況についての具体的な報告を求めている (李君山、2017：37)。行政院、内政部、台湾省政府が「台湾省整理戸籍実施弁法」「改進台湾省戸口査記弁法」などを修正したのもこれを受けた政府の関連諸機関としての努力を示すものであったが、蒋介石はそれにも満足せずに政府諸機関に「戸警合一」の実現を求め続け、1965年8月に「戸警合一」実施に向けての強硬な指示を行った (李君山、2017：40)。李君山によればこの際の「蒋介石の要求は、及ぶ範囲の広さ、やり方の強烈さ、いずれも前代未聞」[李君山、2017：41-42] であった。その

7 そのような発想は「剿匪区内各県編查保甲戸口条例」(1932年)、「戸籍法施行規則」改正 (1934年)、そして「県保甲戸口清查弁法」(1940年) など実際の法規制定・改正に反映された (李君山、2017：23)。

8 1949年に一度「戸警聯繫」が試験導入されたが、一度中止されていた。



ことによる反発も大きく、政府の官僚・国民大会代表議員等の反対や抵抗が見られ、「憲法の精神に反する」との反対運動を巻き起こすに至った<sup>9</sup>が、それにもかかわらず台湾省政府は「戸警合一」実施に向けて検討を進めざるをえなかった。

蒋介石による上記の指示を受けて「戸警聯繫」の強化を打ち出した「台湾地区戸警聯繫弁法」が策定されたが、蒋介石はその内容にも不満であり、国家安全会議（第7回会議）の席上で朝鮮やベトナムにおける共産党勢力の浸透の例を挙げながら、台湾がそのような状況にならないために「戸警合一」の実現と隣里組織の強化が必要であると指摘し、再び「戸警合一」実施に向けての具体的な検討を行うようにとの指示を行っている（李君山、2017：47）。

以上から明らかなように、蒋介石が一貫して「戸警合一」実現を政府諸機関（内政部、省政府）に求め続けていたことは確かであり、実際の「戸警合一」実現の際にもこれは決定的な影響を与えたと思われる。民主政治の観点からは、戸政を警政から切り離して民政部門に任せるのは当然であり、逆に「戸警合一」に向けた動きが、民主政治に関与する各レベル議員や政府官僚の反対を惹起するもの当然であると言える。そのような反対を押し切ってまで「戸警合一」が強行されたのは、国家統治機構に君臨する蒋介石の理想と意思が強く反映されたものであると考えられる。

蒋介石や国民党が「戸警合一」を推進したもう一つの理由として李君山が挙げているのは、選挙をめぐる状況である。具体的には1968年に省議員選挙、県市長選挙の選挙戦いずれでも国民党がいくつかの敗北を喫した後、蒋介石自身が党務改革会議を主催し、そこで党務における「戸警合一」の重要性を強調している（李君山、2017：48）。

政府はこうした蒋介石から加えられた圧力を受け、最終的に内政部が「戸警合一実施方案」を起草し、行政院が「戡乱時期台湾地区戸政改進弁法」を公布し、前項で述べたような流れで「戸警合一」が開始された。

したがって「戸警合一」という、高度な「国民」監視状況が生まれた事情と国家統治者の理想とリーダーシップとは大いに関係している。すでに述べたように「戸警合一」という高度な「国民」監視を求める蒋介石の念頭に中国の伝統的な観念としての保甲制度のイメージがあったのは確かであるようだが、一方で彼の発言から看取されるように、彼が近代国家の統治者の多くが思い描く

9 後述する台湾省議会のこれをめぐる議論はその一端を示すものである。

ような完全に可視化された世界を夢想していたこともまた確かであるようである（スコット、1998：82；李君山、2017：21）。つまり蒋介石が求めていたのは日本統治時代において近代化を経た保甲制度（近代化して再利用された統治ツールとしてのそれ）であったと考えられる。

また共産党との内戦に直面し、臨戦状態の国家を率いるリーダーとして、蒋介石の自らの理想にける思いは通常の近代国家の統治者のそれを超え出ていたようである。蒋介石の中では台湾住民の可視化を徹底し、敵を排除し、治安を維持することは全てが強く結びついていたのだと思われる。したがって中華民国憲法が保証する国民の自由に違反するという疑いをもたれたとしても相手にせず、（通常の国家が求める以上の）高度な「国民」監視を求め続けたのだと思われる。

#### 4. 治安維持と民主政治の相剋：台湾省議会での議論を中心に

前節でまとめたように、筆者の立てた問いに対して、李君山の論文は一定の回答を提供している。しかし一方でそれでもいくつかの疑問が残る。以下では、主な疑問についての検討と、そこから浮かび上がる論点について説明を行う。

残る疑問の主なものは、蒋介石の指示から、「戸警合一」実現までの時間がかなりかかっていることに関わる。戦後台湾における蒋介石を至高の領袖とする党国体制（若林、2008：83）下で、「戸警合一」実現の引き延ばしがかなり持続力を持ったのは何故なのか？前節において蒋介石が内政に関わる政府諸機関に繰り返し「戸警合一」の実現を求めたことを見たが、これを裏返せば、1950年代の最初の指示から始まって蒋介石からの繰り返しの指示があったにも関わらず、政府諸機関が抵抗を続けた軌跡としても読むことができる。なぜそのような抵抗が長期間にわたって継続されたのだろうか。

それについて、これまでの議論をふまえて、筆者としては次のような仮説を立て、資料をもとにそれを検証していきたい。それは戦後台湾における国家統治体制を規定する論理として、一方では治安維持の論理が存在し、もう一方では民主政治の論理が並立し、その二つの論理の間の相剋状況が見られた、というものである。

これについて本稿で具体的な検討の材料とするのは戸政の管轄権である。以下では、台湾省議会の資料等の内容の検討を通してこれをめぐる、一方で至高の領袖たる蒋介石や警政部門、もう一方では各種民意代表や民政部門の官僚との間の綱引きの存在を確認する。ここから近代国家による台湾統治における治

安維持の論理と民主政治の論理<sup>10</sup>の相剋と、その具体的な現象としての、戸政の管轄権をめぐる政府内における警政部門と民政部門の間の争奪戦が浮かび上がる。

#### 4.1 台湾省議会の質疑にみる戸政をめぐる綱引き

##### 4.1.1 省議員・余陳月瑛による質疑冒頭

本稿で主に紹介し、検討するのは1965年に台湾省議会上で行われた「戸警合一問題」に関わる質疑・応答の内容である。当該質疑が行われたのは台湾省議会第三屆第六次大会である。より具体的には1965年11月15日の午後に「戸警合一問題」を議題とする質疑応答が行われた<sup>11</sup>。これについて、議事録には下記の情報が記載されている。

11月15日 午後3時30分～4時30分

議題：戸警合一問題

代表質問者：余陳月瑛・葉炳煌

関連機関：民政廳・警務処<sup>12</sup>

代表質問者として最初に質問に立った省議員・余陳月瑛はまず、次のような発言をした。

周処長にいくつか質問がございます。8月の新聞報道にて「戸警合一」という新たなことばに接しました。新聞記事によれば、従来の戸政機構と業務を警察機構に編入し、戸籍スタッフと経費を警察機関に移管して統一管理するとのこと。全てのスタッフを例外なく人員調整の対象とする。言い換えれば民政権が警察権に侵犯され、民治の範囲が縮小させられる一

10 民主化の論理、とも言えるかもしれない。ただしここでの「民主化」とは、現在におけるような台湾で言えば1980年代以降に行われた民主化ではなく、地方自治など一部民主化を導入したという意味での民主化であり、後述するように、民主化後退反対の論理と言った方が正確かもしれない。

11 前節で触れた、1965年8月の蒋介石による（決定的と思われる）指示の数ヶ月後にあたる。

12 以下の引用、記載は台湾省議会第三屆第六次大会第六次會議記録（『台湾省議会公報』第14卷第10期：274-278）にもとづく。以下細かいページ数などは省略する。日本語訳は筆者による。以下同。

方、警察権が引き上げられ、また「憲政を削り」「警政を強化」する措置であり、さらに言えば自治を圧迫し、民主的精神に違反し、憲法を軽んじる詐術と言えます。

自治機構の行政上の職権（「事権」）を警察に分割して接収させる、というようなことが可能なのであれば、警察の職権を区公所の戸籍主任あるいは里隣長に移行できるということになるのでしょうか。地方において戸籍管理権は自治機構の行政権の一つであり、言い換えれば、警察は戸籍行政に関わる権限を分割あるいは横取りする権利はありません。（中略）誰でもその戸政管理権を撤廃する理由はなく、戸籍スタッフを警察機構に追いやって「研修」を受けさせ、警察によって選別させる理由はありません。 ※下線による強調は筆者による、また（ ）の注記は筆者による。

ここにおいて余陳月瑛は戸政の管轄権を警政機関に移すことの不当性と、そのことが（中華民国）憲法の精神を損ない、民主政治に弊害をもたらすことを訴えている。

このようなやり方は地方自治権に対する侮辱であり、扼殺であります。このような無軌道が許されるのであれば、中央の教育部を国防部に編入することができる、ということになるのでしょうか？ 市政府も警察局に編入できる、ということになるのでしょうか？ 仮に万歩譲って警察が戸政を合法的に接収する条件を備えているのだとしても、その接収前に政府から法令の修正を公布し、現行の自治法規を廃止し、さらには地方自治を取り消す必要があります。もしそれができないにも関わらず、警察が民主（体的制）を侵犯し、有名無実で中途半端な地方自治を維持するのであれば人民に笑われることになるでしょう。

この部分では「戸警合一」の実施が広くは民政、より具体的には地方自治権を侵害するものであることを強い表現で訴えている。またそれに続く下記の部分では「戸籍法」の具体的な条文を引きながら、法律の規定によれば戸政の管轄権は民政機関にあることを確認している。

戸籍法第3条には「戸籍行政の主管機関は、中央においては内政部、省においては省政府、縣においては縣政府である」、同6条には「戸籍登記

は郷鎮を管轄区域とし、郷鎮長が戸籍主任を兼任する。戸籍幹事若干名を設け、郷鎮長の指定する所属自治人員をもって兼任させる。本法は郷鎮の規定に関し、市や区に適用する。」、同第8条には「籍別登記・身分証登記および異動登記は郷鎮公所がこれを行う。ただし流動人口の登記は保弁公処がこれを行う。」、同第13条には「各機関が必要とする戸口資料は戸籍を根拠とすべし。法律によって他に定めるところがなければこれ以外の戸口査記を行ってはならない。」、同第34条に「戸籍登記の申請は、別途定めている場合を除き、申請義務のある者が所在する郷公所においてこれを行う。」とあります。こうした条文から見てこれ以上なく明らかなのは、中華民国の戸籍の主管機構は中央から地方にいたるまで民政機関であり、警察機関ではない、ということです。戸籍法の施行以来、すでに30年が経過しており、仮に単行法規制定を省略したとしても、国家の法律に抵触してはなりません。いまさらに一歩ふみこんで中央立法の「警察法」を参照すれば、警察が戸政を接収する権利があるかどうかわかります。警察の職権における「戸口査察」任務は、交通・衛生・建設等任務においては、警察は政府の行政執行を補佐するに過ぎず、決して警察が行政権を主管するというわけではありません。もし仮に命令でもって法律を変更するというのであれば憲法の規定により「命令と法律が抵触する場合は無効」となるはずです。政府がこのようにして文字のマジックを弄して「戸警合一」の美名を用いて人民を騙すのは違法でないのか？ どうしても目くらましを用いた裏取引をしなければならないのか？ これに関する周処長のご意見はいかがでしょうか？

以上ここまで原文では段落が改められておらず、最後の発言からしてもひとまとまりの内容であると考えられる。すでに見たことと考え合わせると、この余陳月瑛の質疑において問題として指摘されている法的裏付けについては、すでに見た通り、1969年の「戸警合一」開始後に遅れて「戸籍法」が改正されることで辻褃が合わされていたことがわかる<sup>13</sup>。

---

13 李君山によれば、1965年8月に蔣介石が「戸警合一」に関する強硬な指示を行った際に、法令の問題を回避するために試行期間を設けるという方法まで指示を行ったそうである（李君山、2017：40）。ある程度周到な準備が行われていたと考えられる。

#### 4.1.2 民主的精神

次の以下の段落で余陳月瑛は、政府当局が、各国の状況が異なることを挙げながら「戸警合一」が民主的精神に違反したものではないとの主張を新聞報道などで展開しているのに対して、それが詭弁であり、説得力を欠いていることを指摘している。

新聞報道によれば、主管当局は戸籍登記は人民の権益に関わるが、警察機関は人民の福利厚生を促進する責任があり、したがって戸籍事務について警察機関がその責を負うことは、民主的精神に違反しないことを強調しているそうです。「<sup>14</sup>世界各国の主管機関は多種の原因によって国家の状況や需要が異なり、全ての国が民政機関の主管によっているわけではなく、例えばノルウェーやスイスは教区が主管、デンマークやトルコは衛生機関が主管、カナダは警察機関が主管している。アメリカ合衆国のアラスカは、ベーリング海峡をはさんでロシアと対峙しているという特殊な状況にあることから、警察機関の主管である。現在の台湾は風雲急を告げており、地方の治安を確保し、軍事動員に協力することは全て健全な戸政制度に依存している」とあります。このようなでたらめな説明は実に可笑しいと思います。「人民の福利」を促進する責任を負う機構（中略）は多いですが、それら全てが戸政主管機関を侵犯することができるのでしょうか？例えば紅十字会が警察の業務を接收したとしても民主的精神に違反しないのでしょうか？（いえ、）このような侵犯行為はまさに民主的精神に背いています。なぜなら警察が民主的法治の行政権を侵犯し、民主政治体制を攪乱することになるからです。正に民主を破壊し、民主を毀損する不法行為と言えます。

戸政権を奪取するために強詞奪理（本来通らぬ道理を無理に通すこと）にまで手を染める。「風雲急を告げる」と言いますが、警察が戸政を担当することではじめて敵に打ち勝つことができるなどという言い方は、まったくもって憲法を、また国際的な名誉を毀損するものです。なぜいま我々は「革命はまだ成功ならず」という（孫文の）ことばを忘れているのか、またなぜ困難を乗り越えるための生活上の努力をしないのか？ダンスホールやナイトクラブに出かける者の多いこと。政治上のモラルは日に日に落

14 原文にはカギ括弧はないが、ここに入れるのが適当であると思われるため、挿入した。

ちるばかり、全く恐ろしいことです。

#### 4.1.3 管轄権の帰趨

以下の部分では戸政の管轄権を政府のいずれかの部門が握ることに反対するものではないものの、その管轄権は民政部門が握ることが本筋であり、民政機関から警政機関へと移すことは逆行的であるとの指摘を行っている。

主管当局は戸政権を警察に移管しようとする際に「統一事権（イシューベースで関連の職権を統一すること）」を理由とし、「戸警合一」という美名を用いていますが、これは誠に人を当惑させます。これに関する職権を統一するというのであれば民政機構へと統一するのが本筋であり、そうでなければどこに統一するべきだと言うのでしょうか？戸政は警察と全く関わりがないにもかかわらず、一体なぜ「戸警合一」しなければならないのか？主管当局はいわゆる系統の不統一を言い立てて、指揮系統が多岐に渡っていて不便であると言いますが、これはさらに奇妙です。戸政と警政はもともと系統が異なっています。なぜ警察が戸口査察を補佐するために「系統」を統一する必要がある、「指揮」する必要がある、ということになりえるのでしょうか？もしそうだとすれば警察が衛生・交通・建築などの行政上の業務遂行を補佐するのであれば、それも系統を統一してそうした他部門まで警察が指揮しなければいけないということになるのでしょうか？

続く以下の部分では、警政部門が戸政を管理することが時代錯誤であり、植民地統治への後戻りであるとの批判を展開している<sup>15</sup>。

「戸警合一」は日本が台湾を統治していた時代の奴隸化行政であり、「警察をもって台湾を統治する」というものです。戸籍管理は確かに厳正に管理され、警察スタッフは総督府の指揮の下、戸籍管理のポイントは反乱の鎮圧、治安の維持が第一であり、人民の權益を保障することは二の次という奴隸化政策でした。台湾は祖国復帰を果たしてすでに20年が過ぎ、地方の治安は良好であり、経済も日増しに発展しています。中華民国の法律によれば戸籍管理は民政機関が行い、警察機関がこれを補佐するという格好

---

15 これについては、のちほどもう一人の代表質問者の質疑に関する部分で詳しく述べる。

です。まとめれば、警察が戸政を管理するということに関して、政府は軽々と手を出すべきではなく、政府当局は視野を広くもって、警察国家の社会と公衆の例をよく観察して、(そうした国が)どのようなまずい状況に至っているのかをよく確認した上で、軽々しく法律を毀損するべきではありません。「民主は法治から離れることはできない」です。周処長におかれては国父遺教の第8条を重視し、国家の体制を重視することを望みます。よろしく願いいたします。

以上が余陳月瑛による初めの質疑である。政府当局が推進しようとしている「戸警合一」に対して具体的な論点を挙げながら痛烈な批判を展開していると言える。

#### 4.2 上記質疑に対する警務処による回答

続いて、以上の余陳月瑛による質疑に対する警務処による回答内容を示す。余陳月瑛による批判の論点と質問内容は明晰であると思われるが、警務処による回答は正面からの応答になっておらず、まるですれ違い答弁のように感じさせる。警務処長・周中峰による回答は下記の通りである。

余陳月瑛議員ご質問の警務処の問題はとても大きな政策上の問題です。したがって一方では非常に光栄であり、また一方では非常に敬意を表するものであります。この「戸警合一」の問題は、国家にとって重要な政策上の問題です。この問題の起源は、十数年前にあり、新たな問題ではありません。我々は大陸での戡乱失敗以後、その戡乱の失敗の経験と苦々しい教訓にもとづき、台湾に到達以後、反攻復国のために、総統はかつて我々に大陸における失敗の教訓にもとづき、どのように国家の安全を研究し、防諜保安を厳密にし、スパイの乗ずるところがないようにするののかについて指示されました。どのように社会を安定させ、裏切りや犯罪を生むような隙を作らないようにするか。そのためには社会組織を引き締めることではじめて国家の安全・社会の安定という目標を達成することができます。国家の安全、社会の安定を達成してはじめて我々の国家は（国際社会の中で）生き残ることができ、そしてさらに進んで反攻復国が実現できます。したがってこの問題はとても大きな問題で、その理想、その目標は、すなわち国家全体の安全を達成し、社会の安寧を守り、人民に安居樂業（落ち



ついで暮らし、楽しく仕事をする）させ、そして反攻を達成するための条件なのです。この政策に関する指示があって以降、長年にわたり、完全に実現を得ていません。最近国際情勢の急変により、我々の反攻復興のチャンスも一日一日と迫っており、我々は随時反攻準備をしておく必要があります。したがって政府は過去の苦い経験と教訓にもとづいてこそこの政策上の決定があり、もう一度検討する必要があると感じています。

原文では段落が改められていないが、ここまでが答弁の冒頭部分であると考えられる。すでに述べたように議員による質疑の内容に直接答えているとは言いがたく、すれ違い答弁のようであるが、一方でこの両者の差異、質問と回答のずれは、すでに仮説として提示した治安維持の論理と民主政治の論理の違い、立場の違いを雄弁に語っていると言えないだろうか。警政機関にとって「戸警合一」実現の目的として重要なのは治安維持であり、この答弁において確認できるのは、その背後に国家安全の確保という目的もある、ということである。それどころか、この答弁の内容自体から見ればむしろ、国家安全こそが優先事項であるとさえ言えそうである。ここで警政機関にとって「戸警合一」実現を通じた治安維持および国家安全確保という目標の達成は悲願であるというような表現がなされているが、すでに見たことから、また後に示すことから、その背後に「戸警合一」の実現を通じて国家安全のレベルを上げることが求めた蒋介石の要求があったことは確かである。台湾社会内での治安維持だけでなく、それと結びついた国家安全の確保が関わっているという意味で、治安維持の論理は、さらにシンプルに「安全」の論理とまとめることができるだろう。

以下続く部分では当時の政府内での「戸警合一」に向けての検討状況について説明がなされているが、答弁に立った者はここから問題のすり替えを行っているように見える。

現在政府はこのような要求にもとづき、この問題について研究し、我々は目下警務処、民政廳が集まって協議をしている最中です。未だ定案はありませんが、しかしさきほど余陳議員が関心を示された主なポイントは3つあったように思います。一つ目は、仮にこのような政策が実施された場合、法令に抵触するかどうか？この問題については我々の中華民国憲法によりますと、全国の戸口調査は中央の権限であり、中央の立法機関が執行すると、あります。警察は政府機関の1つであり、縣市においては縣市政

府の1つの単位であります。したがって憲法上はどの単位が管轄したとしても、政府の機関でさえあれば憲法の規定に符合しているということになると思います。また戸籍法の規定については縣市以下の郷鎮が主管する問題であり、現在警務処は民政廳とその方法を検討中であり、必ず法令の範囲内に収めたいと考えています。仮に将来部分的に戸籍法の内容を改訂するとしても憲法の精神にのっとり、立法プロセスにのっとり適正な改正を行います。現在はまだ定案はありません。二つ目に余陳議員が顧慮されている、仮に警察機関が戸政を主管するとしたら民主的精神に背くのではないか、民主制度に違反するのではないか、というこの点については私個人および警務処の研究によりますと、決して民主的精神には背くことになりません。なぜならば戸籍は政府内のどの部門が統一管理すべきかは各国の異なる状況、異なる必要性に応じて決められているからです。例えば民主主義を代表するアメリカですが、ソ連に近いアラスカ州については警察が主管しています。いまとても民主的なカナダの北部も警察機関が管轄しています。その他の国家について言えば、教会が主管していたり、衛生機関が主管しているところもあります。今日我々の中華民国の情勢としては敵との戦い、つまり反攻大陸を準備する状況にあります。したがって一切の政策は当然、我々自身をとりまく国家情勢によって決める必要があります。省主席、県市長のリーダーシップのもと、どの機関が接收したとしても民主的精神に背くことはありません。三つ目の余陳議員が関心を示されている人民の便利について、この案の実施以後、戸籍行政の効率を高めることになるはずです。なぜならば複数の機関が管理しているという状況で、ある機関は戸口登記を担当し、ある機関は戸口査察を担当する、というようなこのような形では、みなバラバラの連絡をしており、我々が将来実施する定案においては、職権の統一を通して業務の効率を増進したいと思います。したがって作業の効率が上がれば人民の便利にはつながり、善良な民衆は便利であり、安居楽業に励めるということになるでしょう。もちろん戸警合一の実施以降、スパイや裏切りや犯罪を重ねるような人にとってそれは不便になるでしょう。なぜならこの目的は組織を引き締め悪人を排除することにあるからです。警務処がこのことに当たることは、完全に国家が負うべき責任と言え、権利や利益を奪取する意図があるわけではありません。将来的に戸政単位が統一される際には人事上の心配はありません。なぜならこのことは事に対することで、人に対することではないからです。

将来的に人事をいかに組織するとしても奉公守法（公共に服務し、法を守る）し、国家のよき公務員でさえあれば、人事の問題に波及するということはありません。この点は特に余陳議員にご報告申し上げておきたいと思えます。もし報告において至らぬ点があれば、時間が許せば口頭あるいは書面にて回答させていただきます。

以上のように警務処長の周中峰は余陳月瑛の質疑のポイントをまとめ直した上で、いずれについても問題はないとの趣旨の回答をしている。

ただし、その回答内容を吟味すると、それぞれが問題のすり替えのように見える。第一点の法令問題については政府機関のいずれかが所管してさえすれば憲法違反ではないとしているが、そうであれば「戸籍法」の存在意義自体が問われることになってしまう。第二点の民主的精神違反の問題については、警政部門が戸政を管轄していたからと言って反民主ではない、という逆説的回答をしている。第三点の人民の生活に便宜を図る、あるいは人民へのサービスに関しても、職権の統一さえすれば人民のためになるとの論法で、職権の統一先がどこであるべきか、という議論に答えていない。また最後に「戸警合一」の目的が警政部門による管轄権の拡大にあるのではないことを強調しているが、本稿でこれまで見てきたことからすれば、この発言は浮き上がってみえ、むしろ警政機関がそのような野心を持っていないわけではなかったことが疑われる。

この後に余陳月瑛の発言があり、内容は以下のようなようであるが、相応の応答がなかったことに憤慨しているように見える。

余陳月瑛質疑：

このお話は、強詞奪理であり、憲法に抵触する命令は無効だからです、これが「政策」と言えるのでしょうか？もし政策というのであれば、奴隸化政策と呼ぶべきです。処長におかれましては民主・憲法・国父遺教、地方自治に従うことを望みます。

11月15日当日の余陳月瑛によるこれに関する発言は以上であるが、翌16日の審議にて続きの議論があり、余陳月瑛は再び法律などを持ち出して法令違反ではないとの警務処長の回答に反論している<sup>16</sup>。

また（15日は時間不足のためかあまり発言がなかったが）16日には他の議員が続々と「戸警合一」に対する反対意見を述べている。例えば省議員・陳興盛

の「私にわからないのは、なぜ戸政が警察機関の管理によってはじめて反攻大陸の任務を果たせるということになるのでしょうか？またなぜ戸政を必ず警察が管理することで治安がよくなるのでしょうか？」、同じく省議員・呉一衛の「現在の戸籍は郷鎮公所の管轄ですが、これが民主的政策に符合しており、一旦ここでふたたび警察機関に移管するということは日本統治時代の封建政策に変わるということですか？」というものがある。いずれも警務処長による国家安全・治安維持優先の回答に納得していないことがわかる。国家全体としては安全の論理と民主の論理いずれも重要であったらうと考えられるが、憲法に優越する条項（動員戡乱時期臨時條款）が認められていた（若林、2008：74）ことから見ても前者が優先されていたと言えるのではないか。

#### 4.3 日本統治時代との違いとは何か

以上の余陳月瑛と警務処長とのやりとりに続いて、11月15日のこの議題におけるもう一人の代表質問者である省議員・葉炳煌による質疑が行われている。葉炳煌は警務処長による答弁が不十分であることを指摘しながら、以下のように質疑を始めている<sup>17</sup>。

葉炳煌による質疑：

私は、民政廳長と警務処長にお伺いしたい。警務処長はさきほどいろいろと説明をされました。しかし我々は「反攻大陸」や「国家安全法令」などのこのあたりの話を聞いただけで、明白な説明があったとは言えません。私も処長に簡単明瞭に私達に回答をお示しいただきたい。かつて私は処長に何度か伺いをしました。前回は「移俗」や「防賊」について伺いました。葉議員は（いつも）とてもおかしいことを聞いている、というように見えますが、おかしいことがある（問題が存在している）ので、私はそういったテーマについて真剣にお尋ねしているのです。

原文ではここでは段落替えが行われていないが、ここから質問の本題に入っ

- 
- 16 台湾省議會第三屆第六次大會第七次會議記錄（『台湾省議會公報』第14卷第10期：285-290）にもとづく。以下でも細かいページ記載は省略する。
- 17 ここからの質疑応答の引用記載は、再び台湾省議會第三屆第六次大會第六次會議記錄（『台湾省議會公報』第14卷第10期：274-278）による。以下細かいページ数などは省略する。日本語への訳は筆者による。以下同。

ていると判断できる。ここで葉炳煌は、余陳月瑛も少し触れていた日本統治時代との比較を、より具体的に展開している。

聞くところによるといま戸警合一が必要であると、かつては「戸警聯繫」と言いました。つまり現在必要なのは「戸警合一」であり、「聯繫」ではない、もう一步進めるのだと。かつて大陸には戸籍も地籍もありませんでしたが、台湾はありました。ですから台湾の光復後に戸籍と地籍を行政機関の中に編入したのです。戸籍は台湾において長く実施されてきました。戸籍は日本時代には警務機関の警察が管理しておりました、ただしこの警察は分駐所や派出所に属していたのではなく、戸籍業務は本局に属していました。当時なぜ警察機関が管理・運用を行っていたのでしょうか？その理由は台湾全体が保甲制度を実施しており、現在のように地方自治を実施していなかったからです。村の甲は保甲と呼び、したがって当時の地方自治はまったく発達しておらず、地方自治機関は戸政を管理する能力がなく、したがって警察機関が管理していました、つまり特殊な過渡期のやり方でした。しかし光復以後は郷鎮公所に移管しましたが、これはなぜでしょうか？なぜなら光復以後我々は方法を講じてなるべく早い時期に地方自治を実施し、保甲制度を廃止して村の里隣制度に改変しました。したがって戸籍業務は郷鎮公所に移管をし、正常な行政制度を回復したわけです。

ここにおける葉炳煌の質問の論旨は明快であり、日本統治時代には植民地統治下において実質上台湾に地方自治が行われていなかったこと、これに対して戦後においては台湾に地方自治が行われたことから、日本統治時代とは違って民政部門が戸政を掌理したこと、またそれが正道であることを説いている。

しかしこのような状況下で、現在戸籍業務を警察機関に掌理させると聞きました。さきほど処長が私達に回答された論理というのは、反攻と防諜の重要性でしたが、これは理論上破綻しています。防諜を理由にして警察機関に移管してよいことはあります。いま警察は戸籍を担当するべきでなく、戸口査察も禁止すべきです。さきほど余陳議員も述べた通り、戸籍法の第8条に「籍別登記・身分証登記および異動登記は郷鎮公所が行う。」とあります。この法令はどのように修正するのでしょうか。同時に第6条でもはっきりと郷鎮公所の主管であると明記しています。

それぞれの関係法規の関連範囲は広く、関連法規の内容のどこかを動かそうとすれば全面的に変更しなければなりません。このような大規模な法令の改正をするまでのことがあるのでしょうか？これについて私は処長のご意見を伺いたい。

地方自治業務の戸政を警察が引き取るのであれば郷鎮区公所の範囲が縮小し、やることがなくなります。これは地方自治業務にとって、特に義務労働、兵役その他の動員業務はどのように調整するのでしょうか？それも警察局に移管するのでしょうか？これについても処長にお伺いしたい。

また続くこの部分では、国家安全・治安維持の論理を優越させて、それを理由に戸政の管轄権を警政部門に移管させることは不当であること、民政への侵犯であることを説いており、先に答弁に立った余陳月瑛と同様の批判を展開していると言えるだろう。原文では以下の続く部分について段落が改められているが、論点としては重なっている。

次に、理論上の問題についてもお伺いしたい。戸籍というものは、完全に犯罪捜査のため、あるいは犯罪予防のために存在しているわけではありません。戸籍というものは我々の人民の民法上の権利、人民の財産継承、人民の身分認定などが主要な問題です。犯罪予防が主目的ではありません。したがって警察に移管して防諜強化を求めることには理論上の根拠がありません。そこで理論上の観点から処長がどのように解釈されるのか、お考えを伺いたい。

日本が台湾にいたころ戸籍は警察の管理するものでしたが、日本国内では市町村が管理しており、これに関しては現在にいたるまで然りです。したがって警察機関がこの業務を担当することについて、処長と廳長にお尋ねしたい。一体どのような国家が警察機関に戸政を担当させているのかと。

葉炳煌はこれに続いて最後に改めて「戸警合一」反対の立場を表明するなど質問は続くが、ここではこれ以上の引用を省略する。また、この葉炳煌の質疑に対して、前出の警務処長・周中峰が答弁に立っているが、そのほとんど（戸籍事務スタッフに関するやりとり以外）がすでに出た点の繰り返しであるため、その内容の引用も省略する。

むしろ重要なのが、指名されて、続けて答弁に立った民政廳長による発言内

容である。

#### 4.4 警政部門と民政部門の意見の相違

##### 4.4.1 民政廳長による答弁

上記のように葉炳煌に指名されて民政廳長が答弁に立った。警務処長による答弁と比べた時に、その内容は、(同じ台湾省政府内の)警政部門と民政部門の立場の違いを示すものとなっている。

民政廳長陳錫卿の回答：

我々台湾が光復してすでに20年が経ちましたが、戸政は一貫して民政機關が管理しており、この20年の間に当局の正確なリーダーシップのもとで各級の戸政人員の努力、業務遂行上地方自治の実施、税務資料の提供、經濟建設および教育・兵役各方面のサポートの各方面において相応の貢獻を果たしてきたと言えます。現在のところは我々の見方は左記の通りです。最近新聞が「戸警合一」実施に関わる記事を掲載し、これが各方面の注意を引きました。

原文ではここで段落は改められていないが、ここまでですでに民政部門(民政廳)と警政部門(警務処)の立場の違いは明確である。「戸警合一」の必要はない、戸政の管轄権の変更は必要ないとの意見であり、実質上反対を示していると言えるであろう。

この問題はさまざまなことに関連しています。(中略)民政廳は(現在)命令にしたがってこの問題について検討しておりますが、我々はこれについて非常に慎重です。法令の問題を考慮する必要がありますが、法令を無視して移管させるわけにはいきません。民政廳は目下いかに法令に抵触しない形でこれを行うかを慎重に研究をしております。したがって目下は依然として研究段階にあると言えます。私はこの問題について以上のような回答しかできません。

やはりここでも原文では段落は改められていないが、重要なポイントが示されている。ここでも上記の立場の違いが提示されており、また「戸警合一」の検討について、警政部門は前のめりであるが、民政部門はむしろ反対であるこ

とがみてとれる。

さきほど葉議員が警察機関に移管すべきか、すべきでないかについて言及されましたが、私の見方としましては、目下民政廳の管轄下で戸政について、何か理が通らないとか実務上の問題が発生したことはない、という認識です。従来の戸警の連携はすでに密接であり、行政院の公布した戸籍聯繫弁法の規定によって、人民が戸籍機関に戸籍登記を申請すれば、書類を受理日の当日あるいは翌日に副本を警察機関に送り、同時に二ヶ月ごとに連絡会議を開催しております。目下の連携方面に困難を感じたことはありません。ただしさきほど周処長も述べた通り、上級機関がこの問題について検討するように求めているものですから、我々は法令の範囲内にて研究をしているというわけです。

以上からも明確であるが、「戸警合一」という形で戸政の管轄権を警政部門に渡すことに関して、民政廳の把握する情報からすればその必要が認められない、との回答である。やはり「戸警合一」に実質反対と見て間違いないだろう。

同じ政府内の部門間で意見が割れていることについて奇異にも思えるが、このような警政部門と民政部門の意見の対立は、他の史料からも確認できる。

次項では国史館所蔵の「戸警合一」に関する政府内の検討資料（国史館所蔵史料行政院ファイルナンバー014000013108A「改善台省戸政実施戸警合一案」<sup>18)</sup>）から、これについて検証してみたい。

#### 4.4.2 国史館アーカイブ資料の検討

上記のファイルに収録されている資料のうち、冒頭に収録されているのが台湾省政府と内政部との間のやりとりである。テーマは「改進戸口査記検討結果」である。「改進台湾省戸口査記弁法」実施に関わる台湾省政府の民政・警政の両部門の検討結果を掲載したものである。

この資料の冒頭では同弁法が1957年3月より1年間試行された後、1958年6月まで延長されたことに触れ、試行期間の一年を経たその実施成果について内

---

18 アーカイブから「戸警合一」関連のファイルを請求し、いくつかの資料を参照することができたが、このうち最も関連が深い資料についてここで紹介する。なお、請求した資料のうち、いくつかは公開が認められなかった。



政部長が、戸政警政両司などを率いて8縣市を視察して検討をしたことが述べられ、その検討結果について次のように記載されている。その内容は具体的には戸政による人民に関する情報の掌握をより遺漏ないものにするを求めるものである。戦後政府は台湾社会の可視化をある程度進めていたはずであるが、その可視性を引き上げることが求められていたことが確認できる。

台湾省において改進黨口査記弁法（マ）を試行してから一年と3ヶ月の視察結果について、戸口査記事項については以前に比較して進歩があった。逃亡兵や逃亡犯の搜索や行方不明（失踪者）人口の搜索など、全て卓越した成績を挙げている。戸籍登記を促して戸口の抜けをなくすことについて進歩があった。戸警聯繫の協力もまた以前より強化された。当該弁法が確かに目下の要求に適應できることを証しており、有効で実行可能な弁法である。ただし戸口査察の厳密性、流動人口の管理の確實性、逃亡兵や逃亡犯行方不明人口の正確さ、社会の統制能力の運用、戸政人員の作業量軽減方法などについて改善の余地があることも確かである。

また、これに続いて台湾省警務処による戸政の改善提案に対する同民政廳長の意見が掲載されている。ここでも警務処は戸政を警政機関に移管させるべきであるとの趣旨の提案を行っているが、民政廳は「民政機関が必要な戸政資料を警察機関から通報提供するという点に関しては、目下の戸籍資料の公証作用としてはA選挙定員の確定、候補者の登記と投票者名簿の作成、B兵役の適格調査（中略）F義務労働の編成G土地地籍地権の根拠、自作農の調査H生命統計の生産死亡原因の分析など全て戸政機関の協力の下提供しており、もしこれを警察機関に移管させるとすれば、（そのようなことは）世界のどの国家も採用していない。」との反対意見を提出している。これより後、（すでに4.4.1でふれたように）台湾省議会において民政廳が「戸警合一」反対を表明することにつながる意見である。またここで具体的に問題となっているのは戸政の管轄権であるが、それをめぐる政府部門間の駆け引き、筆者の言う綱引きが長期間にわたって続いていたこと、つまり治安維持の論理と民主政治の論理の相剋状況が、すでに示した1965年前後に存在しただけでなく、1950年代からすでに存在したこと、つまりは二種の論理の相剋状況が継続していたことを証するものでもある。

以上に加えて「秘書処<sup>19</sup>の注記」として以下のような意見も掲載されている。

戸政を行政に供給している（管轄させている）のは庶政の母であるからだけでなく、選挙、兵役、財税、人民権利義務の付与と証明など、一切の施政設計の資料根拠となっており、全てこれに依存しているからである。したがって戸籍行政を民政方面に主管させ、警察にこれを補佐させる、ということが中央および本府の政策上および法令中に決められている。実際のところ変更の余地はない。

職権の統一を理由として「戸警合一」を実行し、戸政全て警務部門に移管させることは、その出発点は手柄を横取りすることから発して（中略）職権濫用の疑いがある。その改善意見6点は全て採用するに足りない。

これはすでに言及した台湾省議会におけるやりとりより先だつものであるが、ここにおいてすでに警政部門と民政部門の意見の対立が顕在化していたことがわかる。特にここで秘書処によって言及されている意見は断固たるものである。また、この秘書処による付帯意見は、（前項4.2に記載した）台湾省議会において警務処処長が回答において言及していた、警政部門による野心の存在を指摘するものである。

一方でこのファイルに収録された他の添付文書は、前項4.2で示した警政部門の立場、またその背後にある蒋介石の観点を理解するのに役立つであろう。例えばこのファイルの収録文書の一つ「台湾省改進黨戸口査記工作檢討報告」（民政廳）では戸籍人員による巡回チェックの結果、転出転居、出生死亡、記入ミス、流動人口の報告もれなどのデータを掲載している。すでに引用した文書でも触れていたが、当時の政府にとってこういった住民に関する情報掌握の漏れをつぶしていくことが課題とされていたことが再確認できる。

政府として可視化データの完全化、完全なる掌握が課題になっており、特に警政機関やその背後に控える蒋介石がその課題に重大な関心を持っていたと言えそうである。これについては同ファイル収録文書「台湾省警務処配合推行改進黨戸口査記試弁工作檢討報告」に以下のような説明・記載がある。

本省の戸籍行政は1946年（年号は全て西暦に修正、以下同）より民政機関が掌理し、動態登記と査察管理を担当してきたが（中略）管理に厳密さを欠き、登記は抜けや漏れが見られて不実で、人民権利義務の行使および治

---

19 この秘書処は台湾省政府秘書処であると推測される。

安の擁護、国家政務の実行に影響している。総統はこれを重大視しており、何度も戸政を警察機関に移管し、戸警合一を実施するように指示をした。第一回の指示は1951年で（中略）「警察機関による戸籍行政業務実施のための弁法」の起草（中略）第二回の指示は1953年（中略）「双軌一途」「戸警配合」を採用（中略）第三回の指示は1956年（中略）戸口査記の改善を施行（中略）総統の指示は「動員の需要に合わせて地方の治安を固め、スパイの潜伏を防ぎ、抜けのある戸口を根絶し、一般行政の需要にデータを提供し、人民権利義務を公証する」ことを目的としている。

またこの説明・記述は前節で示した李君山による解釈を補強するものであると言える。すなわち蒋介石としては戸政を通した台湾社会の可視化が不徹底であることに不満であり、戸政の管轄権を警政部門に移管して監視を強化することで高度の「国民」監視体制を維持することを繰り返し求めており、政府部門の中では警政部門が積極的にそれを引き受けようとしていたのだと考えられる。これに対して政府の民政部門はこれに頑強に抵抗しており、党国体制下では珍しく蒋介石の指示が徹底されなかった事例であったと言えるのかもしれない。

#### 4.5 小括

以上から、戦後台湾において、身分登録制度をめぐる治安維持と民主政治の論理の間の綱引きが展開され、安全と民主の相剋状況が存在したとの仮説は、一定程度実証されたと考えられる。台湾省議会における省議員の質疑と政府各部署の回答が戸籍事務の管轄権限をめぐる政府機関内の争奪状況を照らし出しており、それぞれが代表している治安維持の論理と民主政治の論理の相剋、またその背後にある国家安全との関わりが浮かび上がった。戸政が一種の資源として争奪の対象となっており、それを奪い合うアクターが相互的に駆け引きを展開したという意味で、身分登録の管轄権をめぐる闘争、アイデンティフィケーションをめぐるポリティクスが展開されたとも表現できるだろう。

蒋介石を至高の領袖とする党国体制下で、かつ蒋介石から繰り返しの指示があったにも関わらず1969年まで「戸警合一」が実行に移されなかったのは何故なのか？という問いに対しては、戦後台湾において上記の綱引き、あるいはポリティクスが長期間にわたり展開されていたから、という一つの回答を示すことができそうである。

この戦後の状況と戦前の状況を比べてみると、上記のような安全と民主の

相剋が日本統治時代に存在しなかったとは言えないだろう。しかし戦前は後者が未発達だったため論点として浮上しにくかった。日本植民地統治下においては基本的には治安維持が重視されており、臣民への権利付与は極めて限定的であり、植民地統治の進行によって権利付与に改善が見られたものの、「本島人」と呼ばれた台湾現地住民の多くはいわゆる「国民の権利」を手にしていなかった（松岡、2021：66）。これに比して戦後は地方自治に関わる権利付与が行われ、その意味で一部民主化が行われたため、治安維持と民主政治のバランスを議論できる余地が生まれたと言えるのではないか。

戦後に台湾の統治を担った国民党政権は（少なくとも形式上は）台湾の現地住民にいち早く国民としての権利を与えており、その後も権利付与を拡大したとしてもおかしくなかった。しかし二二八事件の発生や国共内戦などが影響して、さらなる民主化の進展は難しくなり、平衡関係が再び治安維持に傾き、それはいわゆる「大陸反攻」の実現の見込みが薄くなって以後も続き、敵の浸透を防ぐために、台湾全土の状況が常に見通せる、（通常の近代国家の要求レベルを超える）クリーンな状況を求める圧力として存在し続けたとみられる。

もう一つ戦前との状況を比較しておく、戦後の台湾においては戦前のような意味での法的身分の多層性や多重性が見られなくなったと見られる。戦前の台湾住民の法的身分について理解する際にはこの多層性と多重性がキーとなる。同じ台湾に暮らす者の間でも、法的身分（「内地人」（日本人）／「本島人」（平地漢族）／「蕃人」（原住民））の違いによって例えば身分登録書類の適用法規が異なり、またそれぞれの法的身分に付与される権利が異なった（松岡、2021：62,63,66,73,74）。また同じ臣民の中でそうしたエスニシティと対応関係にある異なる法的身分が存在した（松岡、2021：73-75）ということは、戦前における台湾住民の身分が多重的であったと言い換えることもできる。例えば内地人であっても本島人であっても大日本帝国の臣民籍が与えられていたので、日本国籍を持つという意味では身分の差がなかった。しかし一方で内地人の身分登録は戸籍法が適用されたが、本島人にはこれが適用されなかったため、その意味では身分取り扱いが異なっていた。したがって臣民であり戸籍を持つ者と、臣民であるが戸籍を持たない者が存在していたのであり、特に後者については同じ人物に関連づけられた異なる二つ以上の身分（身分の多重性）が並存していたという言い方もできるだろう。しかし戦後においてはこうした多層性や多重性は取り払われてすべて「国民」に統一されており、エスニシティによる身分取り扱いの差は見られなくなったと思われる<sup>20</sup>。少なくとも身分登録制

度の上では、軍人を除き、外省人を含む台湾住民を「国民」として戸籍に編入したと考えられる。また、原住民を含む台湾住民に対して地方自治レベルでの選挙権が付与された。

可視化について言えば、戦後は可視化の継続に加えて、可視化に関わる追加の課題（外省人、軍人の存在）が観察され、そして国家安全のための可視化の徹底の必要性、監視負荷の強化という動機が、結果としての戸政の警政への編入（「戸警合一」）という事態を招いた。このことは、省議会の議論でも出ていたように、中華民国の対外イメージを毀損したと思われる<sup>21</sup>が、そのリスクをとっても国家安全を優先した、ということになりそうである。

「戸警合一」時期の戸政のあり方は、現在から見れば異常にさえ見える過剰なまでの「国民」監視体制の実現を示している。このような監視体制の成立には近代国家としては通常以上の負荷がかかっていることが感じられるが、それはすでに見てきたことからすれば、おそらく敵の殲滅が至上命題となる共産党との戦いへの意識が関係したのであろう。戦前の植民地統治と異なり、戦後の国民党政権下では一部民主政治が導入されたが、このようなアンバランスな「戸警合一」の導入は、戦後に導入された地方自治を一部食い破る形となり、結果的に日本統治時代に逆戻りしたような格好となった。

## 5. 「山地」における「国民」形成・監視と身分登録

### 5.1 「山地」入山管制と戦後台湾における「国民」形成

以上のことをふまえると、戦後の「山地」、台湾原住民居住地域における社会の可視化と原住民の身分登録をめぐる状況についていくつか判明することがあるように思う。

まず、以上の知見をふまえると、国民党政権が「山地」への入山管制を維持した理由について、より詳しく理解できるようになるとと思われる。戦後の「山地」

---

20 ただし一方で、戦後のかなり早い段階から、原住民に限定した議員枠の設定、山地郷郷長の原住民限定など、原住民に対する積極的差別是正措置に類することは行われており、こうした点をどのように考えるかは、別途検討が必要と思われる。

21 前出のダルディによれば、全国民への普遍的権利の付与、民主社会というラベル（したがって戸政と警政をオーバーラップさせることは非民主的）は国際的な貿易および相互的国家承認の重要な前提となっている（ダルディ、2013：152）ということであるから、「戸警合一」を実行に移した台湾の国際的名誉は確かに毀損されたものであると推測される。

は戦前の特別行政区域「蕃地」を引き継いだエリアである。また戦前の普通行政区域「平地」と「蕃地」の間の境界線を引き継いで入境管制が実施された。

なぜそのような入境管制が長い間にわたって維持されたのか、ということがよく問われる。拙著『台湾原住民社会の地方化』で紹介したように、この「山地管制」の維持については、台湾社会の中に反対論も存在した。代表的なのが台湾省議会議員などを歴任した台湾人エリート、郭国基の「山地開放論」である。「山地開放論」とは、すなわち上記の「山地」と「平地」の境界線を撤廃し、原住民と平地漢族との自由な往来を主張するものである。だが、戦後政府は一貫して「山地」の領域を維持し、外界との隔離を解かなかつた。その理由は何だったのであろうか。

キーワードとなるのは国民形成と「社会の安定」である（松岡、2012）。

まず国民形成に関して、戦後の台湾において当局が、原住民を対象とした国民形成を行う際に排除しておかなければならなかつた対象が主に二つあったと考えられる。一つは日本人としての国民意識であり、日本統治時代当時の言い方にしたがえば「大日本帝国臣民」としての意識である<sup>22</sup>。ただしこれに関して国民党政権としては中華民国国民としての意識（「国家民族観念」と言われた）を植えつければ、国民意識を上書きすることができると考えていたと思われる。

もう一つ、おそらくより（警戒されていたという意味で）重視されていたのがいわゆる「共産勢力」であった。第二次世界大戦終戦後に共産党と国共内戦を戦った国民党としてこれを警戒するのは当然のことであったと言える。したがっていわゆる「反共意識」を強化することが「山地」で行われた。それが「山地」における「宣導」活動（国民の新たな国家への帰属意識を高め、新たな国家の法や規範を浸透させようとする活動）の重要任務であった。そこでは「宗教人士」による伝道を通して「赤色思想」を予防しようとする方法さえ用いられた。

以上述べたことと、「山地」で組織された「山地青年服務隊」の活動と目的は密接に関係していた。山地青年服務隊の活動において重視されていたのは「社会の安定」であったと思われるが、これは上記の「山地」における国民形成と強く関係していた。前任の統治者と共産勢力の影響力を排除し、「山地」

---

22 「国民」とこの「臣民」は分析上区別できるが、日本統治時代末期には「日本臣民」を「国民」ととらえる考え方は一般的になっていたと思われる。

において安定して「忠良なる国民」を育成するという戦略がその背後にあったと思われる。そこで行われる活動において重視される「社会の安定」というのは、これはさらに後述の国家安全を守るという意識と結びついていたと考えられる。

## 5.2 治安維持の前線としての「山地」

本稿でこれまで見てきたことをふまえると、「山地」への入境管制を維持したもう一つの理由として、台湾防衛、国家安全の前線であったから、という理由を加えることができそうである。

つまり「台湾山地は（中略）敵が潜伏・浸透している可能性がある軍事上の要地」[顧恒湛、2018：287]であるので入山管制を維持したということである。顧恒湛は1953年の軍事会議における蒋介石の発言を引用しながらこのことを述べているが、蒋介石はそこでスパイ潜伏や浸透防止のために国防部がイニシアティブをとって山地の警備、山地入口の警備、すなわち入山管制の強化をすべきであると主張している（顧恒湛、2018：287）。蒋介石が「山地」防衛にこだわる理由について顧恒湛は次のようにまとめている。

大陸の国土を失って台湾に撤退した後、どのように軍事力を調整し直し、台湾の安全防御網を構築すべきか、という問題は蒋介石が直面しなければならない課題であり、台湾島の面積の半分を占める山地も、安全体制を構築して敵の浸透を防がなければならなかった。特に総動員体制の下、最高指揮官たる三軍総帥としては、人的資源を効率化し、戦争準備に有効活用するという思考と行動は重要であった。[顧恒湛、2018：302]

一方で「山地」は住民を組織して兵力を拡充するという、人的資源流用の対象（供給地）としてもみなされていた。顧恒湛はこれについて史料を引用しながら、「山地」は「復興基地の復興堡壘」[顧恒湛、2018：302]とみなされていたとまとめている。蒋介石が前出の山地青年服務隊の訓練内容を気にかけて、確認をしている（顧恒湛、2018：304）こともそれに関連していると考えられる。「山地兵」を訓練するというのは蒋介石の意思だったようであるが、一方でアメリカ合衆国はそれに反対していたようで、そのことについて顧恒湛は次のように述べている。

台湾の軍事ストロングマン蔣介石は大陸への軍事的反攻を通して政権を奪回する企図を放棄せず、配下の者達に山地上陸作戦と山地団營を組織する構想を実施することを求めたが、当時の国際情勢としては米ソ冷戦構造の下で台湾の安全確保は台米の軍事同盟にもとづかなければならず、すなわち軍事幕僚の業務上はアメリカ合衆国軍事顧問団の基準や部署について考慮しなければならず、リーダーである蔣介石の意思を貫徹することと、アメリカの怒りを買わないという両面を顧慮する必要があることから、国防部の幕僚としては迂回方式で統帥から与えられた任務を遂行するしかなかった。陸軍総本部がアメリカの軍事顧問団陸軍組組長のレーストン将軍にあてた公文の内容から見て、陸軍が「山地兵」の訓練を開始したことは米国の不興を買っており、1957年3月20日に米軍はメモランダムで「山地兵」を一般部隊に編入するように要求してきたようである。したがって陸軍はアメリカの対応部門に人を派遣して協議した他、山地の兵役男性と予備軍人の訓練大綱をアメリカに送っている。[顧恒湛、2018：323]

入山管制と国家安全の関係について陳中禹は「戦後初期に「入山管制辦法」を制定した際には「高山族」に生活の権利や活動空間を保障する意図から、また「山地人民利益を山地の安寧を保護するために制定した。この時の「入山管制」の方法は、国防や治安防衛の考慮というのは見受けられなかった。しかし1947年の「二二八事件」の発生は、この「山地管制」の方法に軍事国防・防衛という思考を持ち込むことになった。」[陳中禹、2014：270]と述べ、両者を結びつけたきっかけとして、二二八事件の影響を強調している。そして陳中禹は、この二二八事件やいわゆる中央遷台を経て、山地入山管制の理由が軍事安全、防犯警備へと変化していくことになり、「入山管制はもともと原住民の生活領域を保障するために設定されて山地行政に関する措置であった。しかし戦後数年の間に「山地警備」は「国家安全」の重要な一環となった」(陳中禹、2014：266)と指摘している。

### 5.3 山地における「国民」監視体制の確立

上記の「山地」における「国民」形成と「山地」における国家安全の確保とかわるのが(「山地」における)「国民」監視体制の確立である。

この「山地」における「国民」監視体制について、二方面からの説明が必要となる。まず一つのポイントとなるのが、「山地」の一元的地方行政体系への



組み込み（地方化）である。日本の植民地統治下において植民地当局は、台湾原住民居住地域「蕃地」において可視的単位の重層構造（階統構造）、すなわち一元的地方行政体系を構築することに精力を注いだ。ただし日本統治時代においてその「地方化」は道半ばで停止しており、可視的単位の構築において実施できたのは原住民集落の「村」化の段階に止まっていた。大日本帝国は中央から地方に至る一元的行政体系を「蕃地」にまで拡張して地方行政体系を帝国規模で一元化することはできておらず、台湾に限っても「蕃地」を含めた行政体系の一元化は完遂できなかった。

これに対して、戦後において可視的単位の重層構造を階統構造として組み上げることは、一元的な地方行政体系を構築することを通してすぐに実現化された。したがってこのような意味における国家の地域社会に対する監視装置の完成は戦後になってはじめて実現したと言える。単なる「蕃地」監視体制の構築だけであれば戦前の特別行政下で駐在所の設置、蕃人戸口簿などの記載および可視化データの蓄積によって確立していたとすることができるが、「山地」を一元的地方行政体系下に組み込んだ上で、それを監視体制と接続したのは戦後のことだったと言えるだろう。つまり、台湾原住民を対象とした「国民」監視体制が確立したのは、戦後のことであるという言い方が成立するのではないか。

既述のように、戦前の特別行政区域「蕃地」の領域、「蕃地」と「平地」の境界線は、「山地」の行政区域に引き継がれた。戦後政府はその「山地」を30の「郷」に分け、347の集落を169の「村」とした。2018年に政治大学原住民族研究センター編纂で刊行された『台湾原住民族部落事典』には746の集落が掲載されている（林修澈主編、2018）。なぜ集落や村の数が大きく変わるのかと言えば、いくつかの要因が考えられるが、一つは「村」というのが一元的行政体系への組み込みのために設定された可視化の単位をもとに構築されているからである。制度上の「村」が成立したのは戦後のことであるが、その構築には、戦前において行われた地方化政策、特に原住民集落の「村」化のプロセスを外して考えることはできない。「村」創出のための実際の作業は戦前の台湾総督府が実行して、戦後政府がそれを引き継いだ形であるが、国家の一元的地方行政体系とそれを接続したのは戦後政府であると言えるだろう。

もう一つのポイントは「国民」概念自体と関係している。戦前の植民地統治下において、台湾原住民は「臣民」であり、かつその中でも付与される権利が最も制限されていた存在であった（松岡、2021：72）。その意味では戦前において原住民は「国民」ではなかった。日本統治時代末期の1943年に原住民も大

日本帝国の臣民共同体に組み込まれたと考えられるが、その実態的な意味は身分登録制度に統合される、といういわば共同体への参入の権利<sup>23</sup>、のみであり、現代であれば参入に伴って付与されると想定される、例えば参政権などの「市民としての権利」はほとんど付与されていなかった。つまり、戦前に台湾原住民を対象に行われた統合および臣民形成は、いわゆる国民形成に重なる部分があるものの、その意味ではやはり「国民」形成とは言えなかった。その意味での「国民」形成が行われたのは戦後のことである。すなわち原住民を対象とした「国民」形成は、ある意味では戦後になってはじめて行われたことである、という言い方もできると思われる。

身分登録書類というのは、その「国民」としての権利などを地域住民に付与する名簿であると同時に可視化あるいは監視のためのツールでもあるという二面性を持っている（松岡、2021：53）。多くの先行研究で言及されている通り、例えばフランスでは革命を経て法の下での市民の平等が保証されて権利付与がなされると同時に、「国民」に関する情報の掌握が強化された（スコット、2013；トーピー、2008など、詳しくは松岡、2021参照）。またこのことに関わってライアンは同様のことについて、近代国家における市民権獲得と身分登録書類によるアイデンティフィケーションによる大衆監視システムが確立されたとしている（ライアン、2002など、詳しくは松岡、2021参照）。以上をふまれば、いわゆる近代「国民」国家における身分登録制度に対する分析に際しては、権利付与と監視の二面性を前提として考える必要があるということが導かれるであろう。身分登録制度を通じた「国民」監視体制においては権利付与が伴うものであるとも言えるだろう。戦前の「蕃地」において台湾原住民は十分に監視されていたと言えるが、権利付与はほとんどなされていなかった。戦前の台湾における身分登録制度はその制度的多元性に特徴があった。言い換えれば同一の権利を保持する「国民」というのは存在せず、既述のように多元的制度の下で、簡単に言えばエスニシティごとに、より正確に言えば所属地域ごと（植民地本国に所属する内地人／台湾普通行政区域に所属する本島人／台湾の蕃地に所属する蕃人）に異なる権利が与えられた（松岡、2021）。それに対して戦後台湾においてはそのような制度的多元性が取り払われて台湾住民がおしなべて「国民」とみなされたと考えられる。その「国民」を監視する体制の一

23 ヨブケがアーレントに言及しながら言うところの権利を持つ権利（ヨブケ、2013：115）の一種と言えるかもしれない。

部を、本稿でとりあげてきた身分登録制度が担っていたことは明らかであろう。また、繰り返しになるが、それにもかかわらず、通常の状態以上に国家安全が重視されて、高度な「国民」監視体制、国家安全に負荷がかかった「国民」監視体制が組まれており、戦後の「山地」およびその住民である台湾原住民もそれに巻き込まれることになった。

#### 5.4 身分登録書類が地域社会の秩序転換において果たす役割について： 台湾原住民と身分登録書類

その戦後「山地」における「国民」監視体制の構築と身分登録書類の関係について考えるにあたり、もう一つ指摘しておきたいのがsubjectivity問題の検討の重要性である。バトラー（Judith Butler）が、フーコーを参照しながら権力と主体の関係、主体形成について論じる時に、主体化＝服従化（subjection）という用語を用いて「主体となる過程を指すとともに、権力によって従属化される過程を指す」[バトラー、2012：10]と述べて主体形成（一般）において権力への従属が不可避であることを論じていること、あるいは、近代日本における国民について牧原憲夫がフーコーのsubjectについての見解（主体的であろうとすれば従属的にならざるを得ない）を参照しつつsubjectとしての国民について述べていること（牧原、2019：145）などを参考にして、身分登録書類を介した近代国家と統治対象地域の住民の関係について、次のような仮説を示しておきたい。すなわち近代国家による統治対象住民となることは、仮に住民（当人）にその意識がなかったとしても、その近代国家による政治秩序を受け入れることになることを意味し、特にその国家の「国民」共同体の成員として権利行使の「主体」となるためにはそのような意味での服従化が必須となる、つまりここでも服従化と主体化が二重写しとなっているということである。

このような主体化と服従化の二重の過程において、身分登録書類は重要な役割を果たすと考えられる。筆者がスコットの議論を参照しつつ論じてきたことと合わせて考えれば、主体化というのは権利付与とその権利の行使に関わるものであり、服従化、というのは（徴税や徴兵といった形での地域住民からの資源の）流用の対象となるということに関わっている。地域住民は「国民」として近代国家に従属し、その統治論理を受け入れることと引き換えに一定の権利が与えられるわけである。（フランス革命後の）いわゆる「国家」と「国民」の関係の直接化に引きつけて言えば、地域住民は前近代において社会生活にお

いて重要な役割を担っていた中間団体から脱して、国民共同体の成員へと再参入することで、いわば新たに近代国家との専属契約を交わし、その国家が求めるルール下で（のみ）権利を行使（あるいは国民共同体に対応するものとして集合的に国家に与えられた主権を分有）し、（その一元化された行政体系下で）社会生活を送るようになるということだろうか。

近代的な身分登録書類に記載されている特定の個人に関する情報は、全「国民」を対象とする（いわゆる近代的）身分登録制度の確立当初はあくまで虚構の世界、仮想空間、書類上の情報に過ぎないが、社会の中にそれが組み込まれ、全住民がその情報を参照した現実を生きるようになるという移行過程が想定される。それについてカプランは自己完結型の自己認識から自己認識に書類が必ず介在する社会状況への変化と表現しており、前出のダルディは「全てのことが書いて記録される」新しい世界への移行と言っている（カプラン、2001）。

台湾原住民の場合、前近代においてはいわゆる無文字社会であり、「書類」というものの社会的役割が存在しないか、あるいは薄い社会であったと考えられる。日本統治時代以降に近代国家による統治を経験して、段階的に身分登録書類に彼らに関する個人情報が発載されていき、他の台湾住民と同じように上記のようなプロセスを経験し、やがてその「書類」に書かれた内容、身分登録書類に記載された情報——運命とも言えるかもしれない——を自らのものとして引き受けていったものと思われる。台湾原住民の社会生活全てがこのような意味での秩序置換によって覆われ、置き換わっていくとは言い切れないが、社会生活に関わるゲームのルールが変わる中で、一定の影響を受けたことは確かと思われる。

ラトゥール（Bruno Latour）はかつて科学における認知と視覚化について論じた論文の中で彼が銘刻と呼ぶ文字や図表を用いて表された、読み取りが容易な（多くの場合）紙<sup>24</sup>に記載された一覽性の高い情報（「科学者」による書き込みの痕跡）に注目した分析を展開した。ラトゥールがこの論文の中で目的としているのは近代科学文化の特質を説明・理解することであるが、当該論文のもととなった講演の冒頭で「なぜ少数者による多数者の支配が可能なのか」という問いを投げかけ、そういった権力の歴史の分析においても銘刻とその利用に注目すべきことを示唆している（ラトゥール、1986：27）。またそれに関わ

24 ラトゥールは紙に限定しているわけではないが、彼が述べる銘刻の特徴にあてはまる例としては紙に記載された文字や図表がよくあてはまる。

る説明の過程で、(官僚制よりも、あるいは書類を用いる官僚自体よりも)「書類」そのものの重要性を示唆している(ラトゥール、1986:26)。このことは身分登録書類が果たす社会的役割の重要性を示唆するものである。少数者が多数者を支配するということが自体は前近代の国家でもあったことであると考えられるが、スコットの言う国家内における「国家空間」が拡大し、「非国家空間」が塗りつぶされていく段階での近代国家の統治においては、それが統治対象住民の全数把握という形で全「国民」の掌握につながり、ある種の囲い込みの貫徹が目指される。そのプロセスにおいて身分登録書類、より広くは公的書類の果たした役割は小さくないと思われる。一覧性を備えた公的書類あるいはその一部(いわゆるIDカードなど)が、少数者が多数者、特に全住民(「国民」)を対象とした統治を行う際に、いわば書類上の一望監視装置の役割を果たすと言えるかもしれない。そのような点から言って、公的書類やその様式およびその記載欄が社会のあり方に与える影響(松岡、2019a)の検討というのは、やはり重要なのではないだろうか。例えば戸籍の様式自体が、特定の個人についての一覧性の高い情報を流し込む鋳型となっており、それは統治者にとって可視性が高く、その特定の個人を含む社会を統治するのに有用な情報として機能するのであると考えられる。筆者は、かつて無文字社会であった台湾原住民社会と身分登録書類との関係について考える際に読み書き文化の拡大についてあわせて考える必要があることをすでに指摘したが(松岡、2021)、このような近代国家のもたらす統治方法の転換やそれに伴う秩序の置換は、外から文字を持ち込まれた原住民に限らず、台湾住民全体にとって大きな変化であったと考えられる<sup>25</sup>。このことは「身分登録書類の存在それ自体やその記載情報」が台湾社会に与え続けている影響(松岡、2019a)について考えることの重要性を再提起していると言えるだろう。

## おわりに

本稿では、戦後台湾における台湾社会の可視化について、戦前から戦後への統治者による可視化データの継承状況、また、それを受けた戦後における身分登録制度の変遷、戦後の可視化をめぐる(統治者にとっての)新たな課題につ

25 同時に、社会の中で読み書き文化が導入され、文字やそれが書かれた文書を操る人材(識字の「官僚」)が養成されて「口頭国家」から文書国家に移行していくプロセス(Goody、1986)についても合わせて検討する必要があるだろう。

いて確認した上で、戦後台湾における「戸警合一」導入の要因などについての分析を進め、史資料の検討を通して戸籍行政をめぐるアイデンティフィケーションのポリティックスの存在について指摘した。

また、以上の研究成果が台湾原住民研究に与えるインプリケーションを数点に分けて指摘した。このことは、戦後の「山地」、台湾原住民居住地域における「国民」形成と「国民」監視体制に関わる。戦前に行われた身分登録は、制度的多元性と身分の多層性あるいは多重性を特徴としていたが、戦後はそういった差異が取り払われて一元化（また一元化の過程で待遇に関する取捨選択が行われた）された「国民」として台湾原住民の統合が図られたと考えられる。台湾全体で考えれば、台湾原住民だけでなく、戦前の本島人、そして戦後に台湾に移住した外省人などをおしなべて「国民」とすることで、その国民を監視する装置として、戦前の可視化データを引き継いだ身分登録制度が利用されたと考えられる。身分登録制度が警察機関の管轄下におかれるという事態が発生したのも、そのような「国民」監視体制を前提としていた。

謝辞 本稿のもととなる、日本や台湾において行った研究報告について貴重なコメントを賜った方々へ厚く御礼申し上げたい。本稿の内容は、JSPS科研費JP17K13292および21K12409の助成を受けて行われた研究成果を含んでいる。

#### 参考文献

- アンダーソン (Benedict Anderson)  
2007 『定本 想像の共同体』(書籍工房早山)
- 郭詠華  
2010 『現代型國家下の個人身分及其識別』(國立台灣大學法律學院碩士論文)
- カプラン (Jane Caplan)  
2001 “‘This or That Particular Person’: Protocols of Identification in Nineteenth-Century Europe” (Caplan and Topey (eds.)) *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press):28-48
- カプラン等編 (Jane Caplan and John Torpey)  
2001 *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press)
- グディ (Jack Goody)  
1986 *The Logic of Writing and the Organization of Society* (Cambridge University Press)
- 顧恒湛  
2018 「堡壘與戰士：地緣政治、軍事化與台灣山地 (1949-1958)」李福鐘・若林正丈・川島

- 真・洪郁如編『台湾與東亞近代史青年學者研究論集 第二輯』：287-339  
2019 『再殖民、地縁政治與抵抗：戦後台湾原住民族形塑之研究（1945-1984）』政治大學台灣史研究所博士論文
- スコット (James C. Scott)  
1998 *Seeing Like a State* (Yale University Press.)  
2013 *Decoding Subaltern Politics* (Routledge.)
- 陳中禹  
2014 「中央政府遷臺後山地警備體系的建立（1949-1951）」『中華軍史学会会刊』第19期：262-300
- ダルデイ (Claudine Dardy)  
2013 'From Custom to Civil Status Registration (Ilsen About at el. (eds.)) *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective* (Palgrave Macmillan)': 145-163
- トーピー (John Torpey)  
2008 『パスポートの発明』(法政大学出版局)
- 西川長夫  
1998 『国民国家論の射程：あるいは「国民」という怪物について（増補版）』(柏書房)
- バトラー (Judith Butler)  
2012年 『権力の心的な生：主体化＝従属化の諸理論』(月曜社)
- ブルーベーカー (Rogers Brubaker)  
2004 *Ethnicity without Groups* (Harvard University Press)  
2005 『フランスとドイツの国籍とネーション』(明石書店)
- 牧原憲夫  
2019 『牧原憲夫著作集下巻：近代日本の文明化と国民化』(有志舎)
- 松田康博  
2013 「蒋介石と大陸反抗」山田辰雄・松重充浩編『蒋介石研究：政治・戦争・日本』：337-361
- 松岡格  
2012 『台湾原住社会の地方化』(研文出版)  
2019a 「台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名」野林厚志・松岡格編『国立民族学博物館調査報告147 台湾原住民の姓名と身分登録』(国立民族学博物館)：107-126  
2019b 「可視化、視覚秩序と景観」獨協大学国際教養学部『マテシス・ウニウエルサリス』第21巻第1号：23-39  
2020 「台湾原住社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について：戸口調査と姓名登記をめぐる」『マテシス・ウニウエルサリス』第22巻第1号：43-79  
2021 「植民地統治下台湾における原住民の身分登録」『マテシス・ウニウエルサリス』第23巻第1号：49-82
- ヨブケ (Christian Joppke)  
2013 『軽いシティズンシップ』(岩波書店)
- ライアン (David Lyon)

- 2002 『監視社会』（青土社）  
2010 『膨張する監視社会』（青土社）  
2011 『監視スタディーズ』（岩波書店）  
2019 『監視文化の誕生』（青土社）
- ラトゥール（Bruno Latour）  
1986 Visualisation and Cognition H.Kuklick (ed.) Knowledge and Society Studies in the Sociology of Culture Past and Present, Jai Press vol.6, pp.1-40
- 李君山  
2017 「政府遷臺後『戸警合一』之實施」黃克武主編『1960年代的台灣』（中正紀念堂）：15-58
- 劉淑惠、張人傑  
2007 『台灣全志 卷四 政治志行政篇』（國史館台灣文獻館）
- 林勝偉  
2005 『政治算數：戰後台灣的國家統治與人口管理』（國立政治大學社會學研究所博士論文）
- 林修澈主編  
2018 『台灣原住民族部落事典』（原住民族委員會）
- 若林正文  
2001 『台灣抗日運動史研究（增補版）』（研文出版）  
2008 『台灣の政治：中華民國台灣化の戦後史』（東京大学出版会）

## 中国語要旨

本文以戰後台灣的身分登記制度為例，闡明了關於台灣可視化的戰後情況分析上重要的脈絡，即安全（治安維持和國家安全）與民主（民主政治）的相剋狀態。與戰前台灣的身分登記制度的情況比較起來，戰後台灣的身分登記制度，與包括原住民的，所有台灣住民的監視體制密切相關，所以關於身分登記制度的一種異常狀態，戶警合一在台灣實現，而且持續了一段時間。